

証券コード 4556

2022年6月1日

株 主 各 位

東京都文京区本郷二丁目38番18号

**株 式 会 社 カ イ ノ ス**

代表取締役社長 長 津 行 宏

### 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使する事ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月15日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷二丁目38番18号  
当社本店 7階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び  
計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役7名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
新型コロナウイルス感染が終息しない状況から、株主の皆様におかれましては、書面（郵送）による議決権行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご出席なさる株主様におかれましては、ご入場前の手指の消毒及びマスク着用などのご協力をお願いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kainos.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの変異株による感染拡大もあり、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の発令と解除が繰り返され未だ収束には至らず、また、原材料価格の高騰や為替変動等、依然として先行きは不透明な状態が続いております。

臨床検査業界においては、感染予防に伴う医療機関への外来・入院患者の減少や既存感染症検査の大幅な需要減、また訪問規制等の営業活動制限といった影響が見受けられたものの、診断・治療等に欠かせない検査需要に変化はなく、急成長した新型コロナウイルス検査市場をはじめ、臨床的に価値ある検査の継続的な供給が求められています。

このような状況の中、当社は基幹領域に注力しました。また営業・学術活動の制限に伴い販管費が大幅に減少しました。生化学検査分野は堅調に推移し23億3百万円(前期比7.8%増)、免疫検査分野では輸血検査試薬及び腫瘍マーカー試薬等が順調に推移し20億9千5百万円(前期比10.5%増)となりました。また、その他の分野は2億1千6百万円(前期比3.7%減)となり、当事業年度における売上高は、46億1千4百万円(前期比8.4%増)となりました。

営業利益は、7億4千7百万円(前期比18.3%増)、経常利益は、7億7千7百万円(前期比19.0%増)、当期純利益は、5億1千2百万円(前期比22.7%増)となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は1億3千万円(完成額)であり、その主な内容は次のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 製造設備更新 | 8千3百万円 |
| 分析用機器  | 2千4百万円 |
| 建物設備   | 1千8百万円 |

- ③ 資金調達の様況  
設備の新設及び拡充資金は、自己資金及び一部借入れにより対応いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項 目            | 年 度              |                  |                  |                  |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                | 第44期<br>(2018年度) | 第45期<br>(2019年度) | 第46期<br>(2020年度) | 第47期<br>(2021年度) |
| 売 上 高(百万円)     | 4,670            | 4,609            | 4,257            | 4,614            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 596              | 616              | 653              | 777              |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 385              | 398              | 417              | 512              |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 98.57            | 97.09            | 100.63           | 126.39           |
| 総 資 産(百万円)     | 5,858            | 6,744            | 6,962            | 7,571            |
| 純 資 産(百万円)     | 3,635            | 4,381            | 4,659            | 5,200            |

- (注) 1. 第44期におきましては、売上高は、輸血検査試薬及びカルニチン検査試薬が堅調に推移したことにより、前期比6.5%増の46億7千万円となりました。当期純利益は、前期比38.9%増の3億8千5百万円となりました。
2. 第45期におきましては、売上高は、輸血検査試薬及びカルニチン検査試薬が堅調に推移する一方、インフルエンザ検査試薬等の減少により前期比1.3%減の46億9百万円となりました。当期純利益は、前期比3.3%増の3億9千8百万円となりました。
3. 第46期におきましては、売上高は、輸血検査試薬が堅調に推移する一方、インフルエンザ検査試薬等の減少により前期比7.6%減の42億5千7百万円となりました。当期純利益は、前期比4.7%増の4億1千7百万円となりました。
4. 第47期におきましては、売上高は、生化学及び免疫検査試薬が堅調に推移したことにより前期比8.4%増の46億1千4百万円となりました。当期純利益は、前期比22.7%増の5億1千2百万円となりました。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均による発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適応しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

医療業界では、少子高齢化の進行や人口減少に伴う労働力の減少に加え、医療費抑制に向け医療制度等の改革が求められ各医療機関では厳しい経営環境が続いてきました。臨床検査薬業界におきましても、国内検査各分野とも成熟・飽和に達し、市場全体ではほぼ横ばいで推移しています。その中で世界的感染拡大が続く新型コロナウイルスの検査をはじめ、臨床検査の役割と社会貢献は変わりません。

当社は、医療業界の中の体外診断用医薬品製造販売会社として、臨床検査試薬・機器の開発から製造・販売まで一括した業務形態で担っています。臨床検査が占める役割と価値を認識し、医療現場のニーズと市場動向を分析し、独創的な製品開発を実施し世の中に提供し続けます。生活習慣病等の予防医学領域における早期診断や治療に役立つ臨床検査試薬が希求される中、当社は既存の臨床検査試薬・機器事業の拡充と共に、ユニークな診断薬開発・製造販売を目指します。また、国内外に事業展開する提携企業各社との協業強化による製品開発及び供給を通じて事業拡大につなげてまいります。

研究開発活動面では、生化学・免疫検査製品の更なる性能・操作性改良に努め、遺伝子治療等の先端的医療に貢献する検査試薬や、NASBA法等の遺伝子増幅技術を駆使した遺伝子検査試薬の開発などを推進してまいります。

生産活動面におきましては、QSR（米国品質システム規制）に準拠したQMS（国内品質基準）の下、高品質で安定した製造体制を維持し、継続した生産効率改善及び原価低減に努めてまいります。

営業・学術活動面におきましては、コロナ禍で新たに培われたオンライン手法等を活用し、生化学・免疫・輸血検査製品の拡販に注力してまいります。

今後も、総合的に投資効率を高め、各種法令を遵守するとともに、内部統制システムとコンプライアンス体制の強化に努め、収益力の安定と拡大を目標に市場の動向や顧客ニーズを的確に捉えた事業展開を行い、当社の企業活動に関するステークホルダーへの利益還元と継続的な信頼関係を構築し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は体外診断用医薬品の研究開発、製造、販売並びに医療用理化学測定機器・医療機器などの販売を主要な事業といたしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

1. 本 社 東京都文京区本郷二丁目38番18号
2. 研 究 所 笠間研究所 (茨城県笠間市)
3. 工 場 笠間工場 (茨城県笠間市)
4. 営 業 所 札幌営業所 (札幌市北区)  
仙台営業所 (仙台市太白区)  
東京営業所 (東京都文京区)  
名古屋営業所 (名古屋市千種区)  
大阪営業所 (大阪市東淀川区)  
広島営業所 (広島市中区)  
福岡営業所 (福岡市博多区)

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 113名 | 3名減       | 42.7歳 | 15.1年  |

(注) 従業員の数には、嘱託、パートを含んでおりません。

(8) 借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先        | 借 入 額  |
|--------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行    | 236百万円 |
| 株式会社りそな銀行    | 188    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 188    |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 118    |
| 株式会社常陽銀行     | 100    |
| みずほ信託銀行株式会社  | 50     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,558,860株（自己株式109,656株を含む）
- (3) 株主数 2,722名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                 | 持株数   | 持株比率   |
|---------------------|-------|--------|
| 旭化成ファーマ株式会社         | 940千株 | 21.13% |
| 杉山晶子                | 445   | 10.00  |
| 光通信株式会社             | 327   | 7.35   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） | 275   | 6.19   |
| シスメックス株式会社          | 230   | 5.17   |
| カイノス従業員持株会          | 172   | 3.88   |
| 株式会社エスアイエル          | 60    | 1.37   |
| 株式会社商工組合中央金庫        | 50    | 1.12   |
| 日本化薬株式会社            | 50    | 1.12   |
| 上地史朗                | 44    | 0.99   |

- (注) 1. 当社は自己株式109,656株を保有していますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は自己株式109,656株を控除して計算しております。  
3. 当社は「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（以下「信託E口」という）が、当社株式275,500株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、上記の自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

- イ. 当社は、2021年11月25日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を決議し、2021年11月26日付で、150,000株を取得いたしました。
- ロ. 当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、シスメックス株式会社との間で、相互の事業拡大を目的とした基本合意書及び株式引受契約書を締結すること並びにこの株式引受契約書の定めに従いシスメックス株式会社に対する第三者割当による自己株式の処分を決議し、2022年3月14日付で、230,000株を処分いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況          |
|-----------|---------|----------------------------------|
| 代表取締役社長   | 上 地 史 朗 |                                  |
| 常 務 取 締 役 | 長 津 行 宏 | 事業本部本部長                          |
| 常 務 取 締 役 | 林 司     | 管理本部本部長                          |
| 取 締 役     | 菊 地 謙 治 | 株式会社新日本建物 社外監査役                  |
| 取 締 役     | 松 尾 大 輔 | 旭化成ファーマ株式会社 診断薬製品部長              |
| 取 締 役     | 古 賀 邦 彦 | 日本化薬株式会社 医薬事業本部 原薬・国際・診断薬本部診断薬部長 |
| 常 勤 監 査 役 | 加 登 信 哉 |                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 秋 元 敏 彦 |                                  |
| 監 査 役     | 猪 原 玉 樹 |                                  |

- (注) 1. 取締役菊地謙治氏、取締役松尾大輔氏及び取締役古賀邦彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役菊地謙治氏は、税理士の資格を有しております。また、2014年6月26日に株式会社新日本建物の社外監査役に就任しております。
3. 監査役加登信哉氏及び監査役猪原玉樹氏は、社外監査役であります。
4. 監査役猪原玉樹氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 2021年6月17日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、耕修二氏は監査役を辞任いたしました。
6. 取締役菊地謙治氏及び監査役猪原玉樹氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

##### (3) 取締役及び監査役の報酬等

###### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

###### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報



酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみの支払い又は無報酬とする。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、常勤取締役に対して、業績指標の目標値に対する単年度業績の達成度合いから役位に応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した株式給付信託（BBT）の役員株式給付規程に基づき、常勤取締役に対して、各事業年度における業績、目標達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを、毎年一定の時期に付与する。当該取締役は、退任時に付与されたポイントに相当する当社株式ないし時価換算した金額の給付を受ける。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、原則として上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とするが、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額は事業年度ごとの業績に伴い変動するため、具体的な割合は定めないものとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された範囲内において、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与等の評価配分とする。

ロ. 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額<br>(千円)  |                   |              | 対象となる<br>役員の数<br>(人) |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--------------|----------------------|
|                  |                     | 固定報酬等               | 業績連動報酬等           | 非金銭報酬等       |                      |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 125,268<br>(5,793)  | 79,464<br>(5,793)   | 37,400<br>(-)     | 8,404<br>(-) | 5<br>(2)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 24,740<br>(14,834)  | 20,740<br>(12,834)  | 4,000<br>(2,000)  | -            | 5<br>(3)             |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 150,008<br>(20,627) | 100,204<br>(18,627) | 41,400<br>(2,000) | 8,404<br>(-) | 10<br>(5)            |

(注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標値としてROE及び経常利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いから役位に応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に

支給することとしています。当事業年度のROEは10.4%、経常利益は7億7千7百万円となりました。

2. 非金銭報酬等の内容は、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の役員株式給付規程に基づき、各事業年度における業績（ROE及び経常利益）、目標達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを、毎年一定の時期に付与することとしています。
3. 取締役の金銭報酬の額は、1995年6月29日開催の第20回定時株主総会において年額15,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は4名）です。また、取締役（社外取締役を除く）に対してBBTを導入しており、2021年6月17日開催の第46回定時株主総会において、上記金銭報酬限度額とは別枠で、信託金額として対象期間（3事業年度）ごとに100万円を上限として金銭を抛出し、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）数の上限は33,000ポイントと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1998年6月26日開催の第23回定時株主総会において年額3,500万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）です。
5. 上記には、無報酬の取締役は含めておりません。
6. 取締役会は、代表取締役社長上地史朗に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等との兼務状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役菊地謙治氏は、株式会社新日本建物の社外監査役に就任しております。当社と兼職先の間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役古賀邦彦氏は、日本化薬株式会社の使用人として業務執行者を兼務しております。当社は同社との間で臨床検査試薬に係る商品の仕入の取引があります。
- ・社外取締役松尾大輔氏は、旭化成ファーマ株式会社の使用人として業務執行者を兼務しております。当社は同社との間で臨床検査試薬に係る製品の売上及び原材料の仕入の取引を行っており、当社の特定関係事業者にあたります。

##### ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名  | 主な活動状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                |
|-------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 菊地謙治 | 当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                 |
| 社外取締役 | 古賀邦彦 | 当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、主に診断薬の製品開発に関する豊富な知識と経験に基づき、監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                            |
| 社外取締役 | 松尾大輔 | 当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、主に経営企画等に関する豊富な知識と経験に基づき、監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                               |
| 社外監査役 | 加登信哉 | 当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席いたしました。医薬事業における、特にライセンスでの豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。     |
| 社外監査役 | 猪原玉樹 | 2021年6月17日就任以降、当事業年度開催の取締役会全10回のうち10回に出席し、また監査役会全11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、内部統制システムの構築と体制整備に必要な事項を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

また、内部統制システムの継続的な見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規則を制定し、取締役、従業員（社員・嘱託・パート）が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。

また、その徹底を図るため、社長直轄のコンプライアンスセンターにおいて、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、総務部と連携して従業員教育を行う等、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規則に従い取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。

取締役及び監査役は文書管理規則により、常時これら文書等を閲覧することができ、文書管理規則の改訂をする場合には、経営会議の承認を得るものといたしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部門において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、コンプライアンスセンターが行い、リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告いたしております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会の機能をより強化して経営効率を向上させるため、常勤取締役が出席する経営会議を毎月1回開催して、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期計画及び各年度の事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社には、親会社及び子会社は存在しません。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととして、補助者の人事、補助者に対する指示の実効性確保措置等は、監査役会の承認を得ることとなっております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は業務執行取締役及び重要な使用人に、それぞれ定期的なヒヤリングを実施しております。また、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する契約書、重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役へ報告をした役員に対し、当該報告をなしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知することとしております。
- ⑨ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、当該費用又は債務を処理することとしております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持っており、監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査報告を求めることとしております。
- ⑪ 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針  
当社は、患者様、国民の生命・健康に関わる生命関連企業として、（一社）日本臨床検査薬協会が定めた「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、当社が行うあらゆる活動の透明性をこれまで以上に高め、社会からの更なる高い信頼性を得られることを目指し、「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」を定め、当社における行動指針としております。
- ⑫ 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に対する基本方針  
国内外の公務員（みなし公務員を含む）に対しては、法令遵守を徹底するのみならず、健全で透明な関係を保ち、十分な節度を保つため、疑惑を招く、贈賄又はそれに類する不当な利益の申出・約束・供与等を行わないこととしております。
- ⑬ 反社会的勢力に対する基本方針  
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応するために、以下の方針を定めております。
- イ．当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断して、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。
  - ロ．当社は、反社会的勢力を「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」を徹底し一切関係を持ちません。
  - ハ．当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対して、社内関係部門との連携・協力体制のもとに警察、弁護士等の専門機関と緊密な連携を図って対応策を実施します。

当社は、「コンプライアンスガイドブック」に反社会的勢力に対する基本方針を定め全部門へ配布し、社内研修を通じて周知、徹底を図っております。



⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規則を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

また、コンプライアンスセンターは、内部監査責任部門として定期的に財務報告に係る内部統制について監査を行い、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときはその対策を講じております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、当事業年度においては、以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。

③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ 内部統制委員会を4回開催し、統制活動における不備の是正、統制活動の妥当性の検証を定期的実施し、監視活動における独立的評価、リスクの重要性、モニタリングの有効性を確認しております。

⑤ 5部門6課について監査計画に基づき定期内部監査を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

基本方針は、策定しておりません。



## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,690,271</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,781,129</b> |
| 現金及び預金          | 2,676,787        | 支払手形            | 35,021           |
| 受取手形            | 336,138          | 買掛金             | 501,091          |
| 売掛金             | 996,430          | 短期借入金           | 280,000          |
| 商品及び製品          | 330,783          | 1年以内返済予定長期借入金   | 100,000          |
| 仕掛品             | 69,568           | リース債務           | 32,170           |
| 原材料及び貯蔵品        | 247,247          | 未払金             | 354,391          |
| 前払費用            | 6,914            | 未払法人税等          | 184,616          |
| その他             | 26,400           | 未払消費税等          | 27,953           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,881,243</b> | 未払費用            | 122,874          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,534,882</b> | 契約負債            | 11,470           |
| 建物              | 576,519          | 預り金             | 8,238            |
| 構築物             | 13,195           | 賞与引当金           | 123,300          |
| 機械装置            | 86,139           | <b>固定負債</b>     | <b>590,255</b>   |
| 工具器具備品          | 36,838           | 長期借入金           | 500,000          |
| 土地              | 1,786,539        | リース債務           | 35,436           |
| リース資産           | 35,651           | 預り保証金           | 8,490            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>57,106</b>    | 長期未払金           | 4,000            |
| ソフトウェア          | 28,372           | 株式給付引当金         | 8,818            |
| 電話加入権           | 4,613            | 役員株式給付引当金       | 31,695           |
| リース資産           | 24,120           | その他             | 1,814            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>289,254</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>2,371,384</b> |
| 投資有価証券          | 154,444          | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 出資金             | 100              | 株主資本            | 5,168,392        |
| 差入保証金           | 18,477           | 資本金             | 831,413          |
| 繰延税金資産          | 115,462          | 資本剰余金           | 940,233          |
| その他             | 769              | 資本準備金           | 928,733          |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,571,515</b> | その他資本剰余金        | 11,500           |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>3,665,825</b> |
|                 |                  | 利益準備金           | 193,125          |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 3,472,700        |
|                 |                  | 別途積立金           | 261,000          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 3,211,700        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△269,080</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | 31,739           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 31,739           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>5,200,131</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>7,571,515</b> |

## 損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,614,725 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,207,284 |
| 売 上 総 利 益               |        | 2,407,441 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,659,728 |
| 営 業 利 益                 |        | 747,713   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 5,551  |           |
| 為 替 差 益                 | 14,765 |           |
| 業 務 受 託 料               | 19,533 |           |
| そ の 他                   | 2,240  | 42,090    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 7,594  |           |
| そ の 他                   | 4,302  | 11,897    |
| 経 常 利 益                 |        | 777,906   |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 4,656  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,419  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 4,706  | 10,781    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 767,124   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 271,890   |
| 法 人 税 等 調 整 額           |        | △17,100   |
| 当 期 純 利 益               |        | 512,334   |

## 株主資本等変動計算書

（ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ）

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |            |                   |                   |            |            |             |                   |          |             |
|-----------------------------|---------|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-------------|-------------------|----------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |            |             |                   | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                             |         | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |             | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |          |             |
|                             |         |            |                   |                   |            | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                   |          |             |
| 当期首残高                       | 831,413 | 928,733    | -                 | 928,733           | 193,125    | 261,000    | 2,764,904   | 3,219,029         | △349,950 | 4,629,226   |
| 当期変動額                       |         |            |                   |                   |            |            |             |                   |          |             |
| 剰余金の配当                      |         |            |                   |                   |            |            | △65,538     | △65,538           |          | △65,538     |
| 当期純利益                       |         |            |                   |                   |            |            | 512,334     | 512,334           |          | 512,334     |
| 自己株式の取得                     |         |            |                   |                   |            |            |             |                   | △158,100 | △158,100    |
| 自己株式の処分                     |         |            | 11,500            | 11,500            |            |            |             |                   | 238,970  | 250,470     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |         |            |                   |                   |            |            |             |                   |          |             |
| 当期変動額合計                     | -       | -          | 11,500            | 11,500            | -          | -          | 446,795     | 446,795           | 80,870   | 539,165     |
| 当期末残高                       | 831,413 | 928,733    | 11,500            | 940,233           | 193,125    | 261,000    | 3,211,700   | 3,665,825         | △269,080 | 5,168,392   |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合 計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|------------|
|                             | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                       | 30,283           | 30,283         | 4,659,510  |
| 当期変動額                       |                  |                |            |
| 剰余金の配当                      |                  |                | △65,538    |
| 当期純利益                       |                  |                | 512,334    |
| 自己株式の取得                     |                  |                | △158,100   |
| 自己株式の処分                     |                  |                | 250,470    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 1,455            | 1,455          | 1,455      |
| 当期変動額合計                     | 1,455            | 1,455          | 540,621    |
| 当期末残高                       | 31,739           | 31,739         | 5,200,131  |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引等の評価基準 及び評価方法

時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、製品、仕掛品及び原材料

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性  
の低下による簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1  
日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)  
及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備  
並びに構築物については定額法によっておりま  
す。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

・ 自社利用のソフトウェア

利用可能期間(5年)による定額法によっており  
ます。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ  
ース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする  
定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建の資産及び

負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場に  
より円貨に換算し、換算差額は損益として処理し  
ております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権  
については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の  
特定の債権については個別に回収可能性を勘案  
し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債  
権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒  
引当金を計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見  
込額を計上しております。

- ③ 株式給付引当金 従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金 取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準 当社は、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。  
 ステップ1：顧客との契約を識別する  
 ステップ2：契約における履行義務を識別する  
 ステップ3：取引価格を算定する  
 ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する  
 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する
- 当社の事業は、生化学検査用試薬、免疫血清検査試薬、その他から構成されており、各分野において製品販売及び役務の提供を行っております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、返品及び割戻を控除し算定しており、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① 生化学検査用試薬及び免疫血清検査薬の収益

生化学検査用試薬及び免疫血清検査薬の収益の認識については、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。また、免疫血清検査試薬の一部には輸出版売があり、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

② その他の収益

その他は主に分析機器と保守サービスの収益の認識をしております。顧客との契約内容に基づき、顧客が分析機器の検収終了時に支配の移転を獲得し、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。また、保守サービスの収益の認識は、履行義務が一定期間にわたり充足されると判断し、サービス提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- |               |                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法    | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。                |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ<br>ヘッジ対象 借入金利                             |
| ③ ヘッジ方針       | 当社の内部規則である「組織規則」に基づき、金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。             |

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び営業利益に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産（検査装置等）の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上原価：41,823千円  
（検査装置等にかかる収益性の低下による簿価切下額）  
商品及び製品：56,091千円  
（商品及び製品に含まれる検査装置等の価額）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

ロ. 主要な仮定

検査装置等は販売頻度が少なく、期末前後の販売実績に基づく価額を把握するこ

とが困難な場合や、販売価額の変動が大きい場合があるため、正味売却価額は期末付近の合理的な期間の平均的な売価を基礎として算定しており、一定の仮定を設定しております。

ハ、翌年度の計算書類に与える影響

正味売却価額の算定は見積りの不確実性が高く、市況等によって実際の販売価額が変動することにより、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(株式給付信託 (J-ESOP) について)

(1) 取引の概要

当社は、株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は104,944千円、株式数は179,700株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。規程に基づき従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

(株式給付信託 (BBT) について)

(1) 取引の概要

当社は取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役に對して当社株式を給付する仕組みです。当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与し、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。取締役に對し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は50,007千円、株式数は95,800株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 319,339千円 |
| 構築物 | 7,544     |
| 土地  | 1,786,539 |
| 計   | 2,113,423 |

② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 262,000千円 |
| 1年以内返済予定長期借入金 | 100,000   |
| 長期借入金         | 300,000   |
| 計             | 662,000   |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,116,163千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | 525,360千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 6,379     |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 4,558千株     | -          | -          | 4,558千株    |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 465千株       | 150千株      | 230千株      | 385千株      |

- (注) 1. 自己株式の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が（当事業年度期首275千株、当事業年度末275千株）含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加150千株は、2021年11月25日開催の取締役会決議による自己株式の取得による150千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少230千株は、2022年2月25日開催の取締役会決議に基づきシスメックス株式会社を割当先とする第三者割当により処分した自己株式230千株であります。



(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                           | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|------------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 2021年<br>6月17日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 65,538         | 利益剰余金 | 15.00           | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月18日 |

(注) 2021年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4,132千円が含まれております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                         | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|------------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年<br>6月16日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 111,230        | 利益剰余金 | 25.00           | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月17日 |

(注) 2022年6月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金6,887千円が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 賞与引当金    | 37,754千円 |
| 棚卸資産     | 16,911   |
| 未払費用     | 37,391   |
| 未払事業税    | 14,101   |
| 土地       | 19,876   |
| 投資有価証券   | 29,568   |
| 株式給付引当金  | 12,405   |
| その他      | 21,344   |
| 繰延税金資産小計 | 189,350  |
| 評価性引当額   | △62,950  |
| 繰延税金資産合計 | 126,400  |

(2) 繰延税金負債

|             |         |
|-------------|---------|
| 其他有価証券評価差額金 | △10,937 |
| 繰延税金負債合計    | △10,937 |
| 繰延税金資産の純額   | 115,462 |

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に年次資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融資産の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券

は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスク又は取引先企業の業績リスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則5年以内）は設備投資資金及び長期運転資金に係る資金調達であります。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクがありますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対する先物為替予約及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融資産に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理手続きにより、営業債権について営業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。デリバティブ取引につきましては、社内規則に従い実需の範囲で行うことしております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分                      | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|--------------------------|-----------|-----------|--------|
| ① 投資有価証券                 | 124,444   | 124,444   | -      |
| ② デリバティブ取引               | 8,094     | 8,094     | -      |
| ③ 長期借入金<br>(1年以内返済予定を含む) | (600,000) | (598,761) | △1,238 |
| ④ リース債務<br>(1年以内返済予定を含む) | (67,606)  | (66,626)  | △979   |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸貸対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分   | 2022年3月31日 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 30,000     |

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 2,676,787 | -           | -            | -    |
| 受取手形   | 336,138   | -           | -            | -    |
| 売掛金    | 996,430   | -           | -            | -    |
| 合 計    | 4,009,356 | -           | -            | -    |

(注) 2. 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 280,000 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 長期借入金 | 100,000 | 200,000     | 300,000     | -           | -           | -   |
| リース債務 | 32,170  | 25,821      | 6,505       | 2,936       | 171         | -   |
| 合 計   | 412,170 | 225,821     | 306,505     | 2,936       | 171         | -   |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区 分              | 時 価     |       |      | 合計      |
|------------------|---------|-------|------|---------|
|                  | レベル1    | レベル2  | レベル3 |         |
| 投資有価証券<br>株式     | 124,444 | -     | -    | 124,444 |
| デリバティブ取引<br>通貨関連 | -       | 8,094 | -    | 8,094   |

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区 分   | 時 価  |         |      | 合計      |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 |         |
| 長期借入金 | -    | 598,761 | -    | 598,761 |
| リース債務 | -    | 66,626  | -    | 66,626  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類      | 会社等の名称     | 所在地     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容又は業<br>業           | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |              | 取引内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|----------|------------|---------|-------------------|-------------------------|------------------------|------------|--------------|----------------|--------------|-----|--------------|
|          |            |         |                   |                         |                        | 役員<br>の兼任等 | 事業上<br>の関係   |                |              |     |              |
| その他の関係会社 | 旭化成ファーマ(株) | 東京都千代田区 | 3,000             | 医療用医薬品、診断薬用酵素、診断薬の製造・販売 | (被所有)直接<br>21.14%      | -          | 製品の売上・原材料の仕入 | 臨床検査試薬に係る製品の売上 | 431,437      | 売掛金 | 200,972      |
|          |            |         |                   |                         |                        |            |              | 業務受託料          | 6,379        | -   | -            |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引先との売上、仕入については、市場価格を参考に決定しております。  
業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

- (2) 子会社等  
該当事項はありません。
- (3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等  
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

- (1) 収益の分解情報  
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 製 品       | 商 品     | 合 計       |
|----------------|-----------|---------|-----------|
| 主要な財又はサービスのライン |           |         |           |
| 生化学検査用試薬       | 2,213,037 | 90,225  | 2,303,262 |
| 免疫血清検査試薬       | 1,545,771 | 549,465 | 2,095,236 |
| その他            | 214,742   | 1,484   | 216,226   |
| 顧客との契約から生じる収益  | 3,973,550 | 641,175 | 4,614,725 |

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報  
重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5) 収益及び費用の計上基準 ① 生化学検査用試薬及び免疫血清検査薬の収益、② その他の収益」に記載のとおりであります。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた債権及び契約負債は次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 | 1,206,492 | 1,332,569 |
| 契約負債          | 15,121    | 11,470    |

契約負債は主に、保守サービス契約に関して顧客から受領した対価のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,245円 93銭
- (2) 1株当たり当期純利益 126円 39銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社カインス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 酒井睦史  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カインスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンスセンターその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社カインズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加 登 信 哉 ㊟

常勤監査役 秋 元 敏 彦 ㊟

監 査 役(社外監査役) 猪 原 玉 樹 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、111,230,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月17日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集にし、<br><u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | （削 除） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                      |
| (新 設)   | <p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(6名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | かみじしろう<br>上地史朗<br>(1955年9月14日生)  | 1980年4月 当社入社<br>1998年4月 当社開発部部长<br>2001年6月 当社取締役開発本部本部長<br>2004年5月 当社取締役営業本部本部長<br>2005年4月 当社常務取締役営業本部本部長<br>2010年4月 当社常務取締役開発本部本部長<br>2011年4月 当社代表取締役社長<br>2022年4月 当社代表取締役会長、現在に至る                   | 44,200株            |
| 2     | ながつゆきひろ<br>長津行宏<br>(1959年7月16日生) | 1982年4月 当社入社<br>2005年4月 当社学術部部长<br>2011年4月 当社執行役員品質保証センターセンター長<br>2014年4月 当社執行役員営業本部本部長<br>2014年6月 当社取締役営業本部本部長<br>2018年4月 当社常務取締役営業本部本部長<br>2019年4月 当社常務取締役事業本部本部長<br>2022年4月 当社代表取締役社長事業本部本部長、現在に至る | 15,900株            |
| 3     | はやしつかさ<br>林 つかさ<br>(1962年2月21日生) | 1986年4月 日本全薬工業株式会社入社<br>1993年10月 当社入社<br>2005年4月 当社開発部部长<br>2011年4月 当社執行役員開発本部本部長<br>2014年6月 当社取締役開発本部本部長<br>2016年6月 当社取締役管理本部本部長<br>2021年6月 当社常務取締役管理本部本部長、現在に至る                                     | 7,900株             |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株<br>式<br>数 |
|-----------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4         | 菊地謙治<br>(1952年4月4日生)        | 1971年4月 東京国税局入局<br>2005年7月 同局調査第一部特別国税調査官<br>2010年7月 同局調査第四部調査総括課長<br>2012年7月 成田税務署長<br>2013年8月 菊地謙治税理士事務所開設、<br>現在に至る<br>2014年6月 当社社外取締役、現在に至る<br>2014年6月 株式会社新日本建物社外監査役、<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                        | 一株                     |
| 5         | 古賀邦彦<br>(1964年12月5日生)       | 1990年4月 日本化薬株式会社入社<br>2013年4月 同社医薬事業本部事業開発本部事業開<br>発部参事<br>2016年6月 同社医薬事業本部メディカルアフェア<br>ーズ部メディカルサイエンス部参事<br>2019年4月 同社医薬事業本部原薬・国際・診断薬<br>本部診断薬部長、現在に至る<br>2019年6月 当社社外取締役、現在に至る                                                                                                                                                                                                            | 一株                     |
| 6         | ※<br>中野伸朗<br>(1963年11月24日生) | 1986年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会<br>社）入社<br>2006年11月 General Manager, Long Island<br>Branch, Asahi Kasei Medical<br>America, Inc.<br>2010年6月 旭化成メディカル株式会社 プラノバ<br>事業部 営業部長<br>2012年10月 President & CEO, Asahi Kasei<br>Bioprocess America, Inc.<br>2016年10月 Managing Director, Asahi Kasei<br>Bioprocess Europe N.V./S.A.<br>2020年4月 旭化成ファーマ株式会社 診断薬製品<br>部 酵素製品グループ長<br>2022年4月 同社 診断薬製品部長、現在に至る | 一株                     |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7     | ※<br>金川 晃久<br>(1967年3月26日生) | 1989年4月 東亜医用電子株式会社（現シスメックス株式会社）入社<br>2009年4月 同社 IVD事業戦略本部 部長<br>2013年4月 同社 IVD事業戦略本部 副本部長<br>2015年4月 同社 海外事業推進本部長<br>2017年4月 同社 事業戦略本部長<br>2019年4月 同社 執行役員 事業戦略本部長、<br>現在に至る | 一株                 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち菊地謙治氏、古賀邦彦氏、中野伸朗氏、及び金川晃久氏の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要としましては、菊地謙治氏に関しては、長年国税専門官として豊富なキャリアと専門的知識を有する税理士です。古賀邦彦氏に関しては、日本化薬株式会社の診断薬部長を務められており、中野伸朗氏に関しては、旭化成グループにおいて長年国内外の事業に携わり、現在は旭化成ファーマ株式会社の診断薬製品部長を務められております。金川晃久氏に関しては、シスメックス株式会社の事業戦略本部長を務められております。4氏にはその豊富な経験、実績、見識から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、4氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 中野伸朗氏は、現在及び過去2年間において、当社の特定関係事業者である旭化成ファーマ株式会社の業務執行者であり、同社から過去2年間において同社の業務執行者として給与等を受けており、今後も受ける予定です。
6. 菊地謙治氏は現在社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。古賀邦彦氏は現在社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、両氏とは、現在、当社との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

7. 中野伸朗氏、金川晃久氏の選任が承認された場合、損害賠償責任の限度を法令の定める最低責任限度額として、責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、菊地謙治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、当社と同氏の兼職先の間には、特別の関係はありません。
9. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役加登信哉氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者水口啓一氏は、監査役加登信哉氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第30条第2項の規定により、前任者の任期が満了する2025年6月開催予定の第50回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ※<br>水口啓一<br>(1962年5月31日生) | 1986年4月 東洋醸造株式会社(現旭化成株式会社)<br>入社<br>2016年10月 旭化成ファーマ株式会社 薬事・信頼<br>性保証センター 医薬情報部長<br>2019年10月 同社 メディカル・アフェアーズ部長<br>2021年4月 同社 医薬営業本部 医薬横浜支店<br>副支店長<br>2022年4月 同社 経営統括総部、現在に至る | 一株                 |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 水口啓一氏は、社外監査役候補者であります。  
4. 水口啓一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年メディカル事業に携わっており、その知識・経験を生かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
5. 水口啓一氏は、現在及び過去10年間において、当社の特定関係事業者である旭化成ファーマ株式会社の業務執行者であり、同社から過去2年間において同社の業務執行者として給与等を受けており、今後も受ける予定です。  
6. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

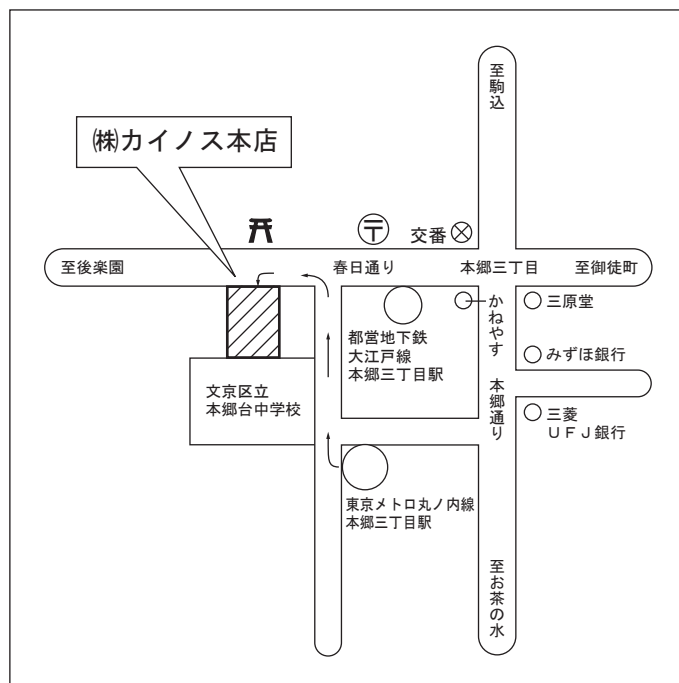
会 場 東京都文京区本郷二丁目38番18号

当社本店 7階会議室

東京メトロ丸ノ内線本郷三丁目駅下車徒歩1分

都営地下鉄大江戸線本郷三丁目駅下車徒歩1分

電話 03-3816-4123



(駐車場の設備がございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。)